

議案第41号

阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について

阿見町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年4月6日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(阿見町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 阿見町職員の給与に関する条例(昭和32年阿見町条例第67号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の阿見町職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第20条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び阿見町職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第20条第4項から第6項まで若しくは第24条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は阿見町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年阿見町条例第24号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)

から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1カ月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号イにおいて「特定幹部職員」という。) 107.5分の15

ウ 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年阿見町条例第3号)第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【第1条関係】阿見町職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、町規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、町規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100分の100</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 (略)</p>	

【第2条関係】阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び退職手当」を「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び退職手当」を「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	

阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正案についての概要

第 1 条

本則

阿見町職員の給与に関する条例 第 20 条第 2 項, 第 3 項

期末手当の基本支給率

一般職員	6 月 : 127.5/100	12 月 : 127.5/100	→	6 月 : 120/100	12 月 : 120/100
特定幹部職員	6 月 : 107.5/100	12 月 : 107.5/100	→	6 月 : 100/100	12 月 : 100/100
再任用職員	6 月 : 72.5/100	12 月 : 72.5/100	→	6 月 : 67.5/100	12 月 : 67.5/100

第 2 条

本則

(1) 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 第 8 条第 2 項

期末手当の基本支給率

特定任期付職員	6 月 : 167.5/100	12 月 : 167.5/100	→	6 月 : 162.5/100	12 月 : 162.5/100
---------	-----------------	------------------	---	-----------------	------------------

改正附則

1 施行期日

公布の日から施行

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置

令和 3 年度の引下げに相当する額については, 調整額として令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に, 同月における職の区分に応じ, 以下割合を乗じて得た額を令和 4 年 6 月の期末手当から減額する。

一般職員	127.5 分の 15
特定幹部職員	107.5 分の 15
特定任期付職員	167.5 分の 10
再任用職員	72.5 分の 10